

令和5年度イヌワシ保護増殖検討会
議事概要

【実施概要】

○日 時：令和6年3月7日（木）14：30～18：10

○形 態：オンライン（WebEx）

○出席者：＜検討委員（五十音順 敬称略）＞

井上 剛彦（極東イヌワシ・クマタカ研究グループ 代表）

小松 守（秋田市大森山動物園 園長）

須藤 明子（日本イヌワシ研究会 会長）

山崎 亨（アジア猛禽類ネットワーク 会長）

由井 正敏（東北鳥類研究所 所長）

＜関係機関＞

鳥取県生活環境部自然共生社会局自然共生課

＜林野庁＞

林野庁 森林整備部森林利用課

国有林野部経営企画課

東北森林管理局 計画課

関東森林管理局 赤谷森林ふれあい推進センター

中部森林管理局 計画課

＜環境省＞

環境省 自然環境局 野生生物課 希少種保全推進室

自然環境局 野生生物課

東北地方環境事務所 野生生物課

東北地方環境事務所 鳥海南麓自然保護官事務所

信越自然環境事務所 野生生物課

- 議 題：（1）イヌワシ保護増殖事業（マスタープランに基づく事業）の状況評価・課題整理について
（2）イヌワシ保護増殖事業計画の見直しについて
（3）イヌワシ傷病個体発生時の対応について
（4）イヌワシ保護増殖事業実施体制の見直しに向けて
（5）各地の取組み等の報告

【議事概要】

- （1）イヌワシ保護増殖事業（マスタープランに基づく事業）の状況評価・課題整理について

平成27年7月に策定されたマスタープランに基づく事業の実施状況評価と今後に向けた課題整理について確認を行った。

委員からは、主に下記のような意見があった。

- ・「普及啓発」に関して、統一して発信すべき内容を整理したうえで、動物園を活用することで、効果的な普及啓発が可能になるのではないか。

- ・「その他関連事業」の野生個体への給餌に関して、イヌワシ保護増殖事業の中で、ある程度考え方を整理してはどうか。保全のための緊急的・応急的な一時給餌や野生復帰に伴い必要性のある給餌と、いわゆる餌付けとの違いに関する基本的な考え方を示すことが大切ではないか。
- ・「森林施業モデル事業」に関して、餌狩場として実際に供与・維持が必要な面積、費用、期間等について、既存の事例を収集し、整理する必要があるのではないか。また、民有林でイヌワシの餌狩場の改善に資する森林施業が促進されるよう、インセンティブになるような制度や資金的な援助の方策を検討することが必要ではないか。

(2) イヌワシ保護増殖事業計画の見直しについて

平成8年に策定されたイヌワシ保護増殖事業計画について、現状をふまえた修正、文言整理及び野生復帰の検討等の今後必要な取組を追記した変更案の検討を行った。

委員からは、「3 卵及び雛の移入」の項目に関して、主に下記のような意見があった。

- ・巣立ち直後の幼鳥を保護した後、様々な要因で元の生息地に放鳥することが難しい場合、別の場所への放鳥や生息域外保全に活用する可能性も考えられるので、卵及び雛に加えて、幼鳥の活用についても記載した方がよいのではないか。
- ・卵や雛が小さいうちは、人が接近することで親鳥が繁殖を放棄するリスクがあることを、端的に記載した方がよいのではないか。

環境省からは、委員からの意見を反映させた修正案を提案し、委員の了承を得た。今後、本変更案を令和6年度中央環境審議会自然環境部会野生生物小委員会に諮るための調整を進めることについて確認された。

(3) イヌワシ傷病個体発生時の対応について

令和4年11月に鳥取県で保護されたイヌワシ傷病個体に関して、保護等の経緯について情報を共有した。その上で、本事例を通じて分かった課題等を踏まえ、イヌワシにおける傷病救護の考え方、傷病個体発生時の連絡体制、対応フローなどを整理した、イヌワシ傷病個体の対応方針(案)について検討を行った。

委員からは、主に下記のような意見があった。

- ・現在イヌワシを飼育している動物園が各地に11園館ある。扱いの難しい種であることから、日本動物園水族館協会との連携が必要。
- ・疾病がない場合、体力が回復したら保護した場所で放すことが原則である。別の場所で放鳥すると、幼鳥は独り立ちするのが極めて難しい状況になる。
- ・局面ごとに、誰が最終判断をするのかということをきちんと整理しておく必要がある。
- ・色々な事態を全て整理してから動くのではなくて、第1フェーズはとにかく緊急に生命を維持することに特化して、スムーズに対応することが絶対要件だと思う。
- ・イヌワシかどうか分からない段階で動物病院に行くことが多いと思うので、猛禽類が来たら檻に入れない、体をきちんと伸ばしてレントゲンを撮る、採血をするという、この3点だけでも、都道府県を通じて協力する可能性のある獣医師に通知しておくことが必要だと思う。

今後、これらの意見等を参考にして修正を行い、環境省から都道府県に対して、何らかの形で連絡する方向性が確認された。

(4) イヌワシ保護増殖事業実施体制の見直しに向けて

イヌワシ保護増殖事業のこれまでの経緯や現状・課題を踏まえた実施体制の見直しについて検討を行った。

委員からは、主に下記のような意見があった。

- ・科学的な観点からの評価と保全の方向性等に関する助言、また、指針やガイドライン等の策定については、イヌワシ保護増殖検討会やワーキンググループで対応可能ではないか。
- ・イヌワシ保全に取り組む各地域と関係行政機関による情報共有・意見交換の場は極めて重要。自発的に構築されたネットワークは尊重しつつ、さらに拡大していくために必要なサポートについて検討が必要。
- ・「場」の設置主体がどこになるのか確認が必要。

(5) 各地の取組み等の報告

① 国有林におけるイヌワシ保全事業について

林野庁 国有林野部 経営企画課より、国有林野におけるイヌワシ生息環境改善等の取組事例について報告があった。

② 信越地方における主な取組について

環境省 信越自然環境事務所 野生生物課より、信越地方における主な取組について報告があった。

③ 東北地方における主な取組について

環境省 鳥海南麓自然保護官事務所より、東北地方における主な取組について報告があった。

その他、委員から、保護増殖検討会の開催回数の増加と、人工給餌に係るガイドラインの策定を進めることについて提案があり、まずは環境省で対応を検討することとなった。